

介護福祉士修学資金貸付の申請および契約に向けた留意点

◎貸付申請から貸付決定、契約締結、貸付金の送金までの手続きを、よりスムーズに進めるために、下記内容についてご留意いただき、貸付希望者へのご指導をよろしくお願ひいたします。
なお、令和4年4月1日以降、日本国籍の18才の方は成人（成年）として取り扱います。

1. 府社協への申請書類の提出について

- 各申請者の推薦状、申請書、同意書、住民票、連帯保証人にかかる書類等を、申請者ごとにセットしたうえで、推薦者名簿の順番に整えて、ご提出をお願いします。



2. 推薦者名簿の作成について

- 下記チェック項目をご確認のうえ、課程ごとに作成してください。

項目	内 容	
順位	<ul style="list-style-type: none">推薦順位の上位の者からご記入いただき、下記項目を参考に総合的な観点からご推薦ください。	
	入学前	業務従事意思、家庭の経済状況等から貸付が必要か、大阪府内で中核的な介護職として就労する意欲があるか、資格取得に向けた向学心があるか など。
	入学後	業務従事意思、成績や出席状況、授業への取り組み姿勢、家庭の経済状況等から貸付が必要か、大阪府内で中核的な介護職として就労する意欲があるか、資格取得に向けた向学心があるか など。
※「入学前」と「入学後」の2回に分けて申請書類を提出する場合、推薦者名簿は、各自に分けて作成してください。		
氏 名	申請者の氏名をフルネームでご記入ください。	
修学支援新制度	<ul style="list-style-type: none">「高等教育の修学支援新制度」を利用する方は、○印を記入してください。なお、支援区分が決定し、授業料や入学金の自己負担額が明確になってから、貸付申請を行うように指導してください。	
業務従事意思	<ul style="list-style-type: none">卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き5年以上返還免除対象業務に従事する意思があることを、申請者に確認してください。返還免除になるまで、卒業後も書類等の提出が必要なこと、並びに、退学時や大阪府内で従事しない場合は、修学資金を返還しなければならないことも併せてご確認ください。	
推薦状	<ul style="list-style-type: none">申請者ごとに、推薦状を作成してください。また、所見の各項目についてもご記入ください（なお、所見項目②または③は、いずれかに該当することが必要です）。	
申請書 (不備の事例)	<ul style="list-style-type: none">記入例を参考に、漏れや抜けがないようにご指導をお願いします。・住民票の住所と申請書の住所が異なる・借入希望総額が所要金額を上回っている・項目が未記入である（電話番号、他に受けている奨学金等、連帯保証人（個人）の勤務先、連帯保証人（法人）の府社協承認番号）など	
同意書	<ul style="list-style-type: none">申請者、法定代理人（両親が親権者の場合は父母双方）および連帯保証人（個人または法人）が、内容をご確認のうえ、自署、押印するように指導をお願いします。	
住民票	<ul style="list-style-type: none">申請者本人の住民票の提出が必要です。（注意点）<ul style="list-style-type: none">・「世帯全員」の記載があること・「続柄」や「在留資格」（外国籍の方）が記載されていること・申請日より前3カ月以内の発行であること・現住所地と住民票の住所が異なっていないか など	

連帯 保証人	個人	・「令和3年度の府・市町村民税課税証明書」(令和2年中の所得証明)が必要です。 (「源泉徴収票」や「住民税特別徴収税額の決定通知書」での代用不可)。
	法人	<p>①貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録又は稟議書 (※対象者名と貸付金額の記載が必要です)。</p> <p>②直接雇用契約がある場合：申請者に通知した雇用契約書又は雇用通知書(写し)。 派遣職員の場合：派遣会社と法人との契約書(写し)。</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> 生活費加算を受ける場合は、申請者の生活保護廃止証明書、又は世帯全員の府・市町村民税課税証明書等(高校生以下は不要)。 中高年離職者の場合(入学時に、45歳以上の者であって離職して2年以内の者)は、離職年月日を証明できる書類。その他、府社協から個別に提出を求める書類

※詳しくは、募集要領のP9~P13をご参考ください。

3. 申請者の住所変更について

- 申請書に記載した住所から変更になった時は、下記の書類を提出してください。

■申請中の場合・・・新しい住民票

■貸付決定後の場合・・・印鑑登録証明書(新しい住所が記載されたもの)

4. 貸付決定後の手続きについて

- 「貸付決定通知書」とともに、借用証書等の必要書類を送付しますので、おおむね**2週間以内**にご提出をお願いします。**なお、4月1日以降、日本国籍の18才の方は実印が必要です。**

- | |
|---|
| ①介護福祉士修学資金借用証書(※裏面を確認すること) |
| ②修学生本人の印鑑登録証明書(※借用証書の住所と一致していること。未成年の場合提出不要) |
| ③連帯保証人、法定代理人の印鑑登録証明書(提出日前3カ月以内。法人は印鑑証明書)
(法定代理人が両親の場合は、父母双方のものが必要です。) |
| ④振込先(本人名義)の銀行口座の通帳の写し(金融機関や口座名義等が確認できるもの) |
| ⑤貸付金振込口座届出書 |
| ⑥届出書(※初回送金額の一部のみ、養成施設の口座へ送金を希望する場合に提出すること) |
| ⑦作文「介護福祉士を目指したきっかけと将来の夢」
※この作文は内容を評価するものではありません。介護福祉士を目指す心構えや、将来働くことへの決意を表すものとして書いてください。 |

(提出書類の留意点)

記入方法	<ul style="list-style-type: none"> こすると消えるボールペンを使用しないこと。 申請者、法定代理人(親権者等)および連帯保証人が自署すること。
書類の押印	<ul style="list-style-type: none"> 借用証書は、実印による押印を行うこと(法定代理人が複数いる場合、実印は異なるものが人数分必要)。未成年者は認印で可ですが、借用証書の作成時点で成人の場合は実印(印鑑登録証明書)が必要です。
収入印紙	<ul style="list-style-type: none"> 貼付け・消印を行うこと(収入印紙は1枚が望ましい。切手の貼付けは不可)。
振込口座届出書	<ul style="list-style-type: none"> 通帳の記載内容を、正しく漏れなく転記すること。 (なお、ゆうちょ銀行の銀行コードは9900、支店名は漢数字)

※入学前に申請する場合、申請者が4月に入学後、「在学者一覧」を提出してください。

5. 送金のご連絡

- 貸付金の送金日までに、あらかじめ、養成施設へ**「送金のお知らせ」**を送付しますので、必ず、修学生本人にお渡しください。